

徳島県環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

(目的)

第1条 この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）及び特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「特定実施計画」という。）の認定について、法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「省令」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（4環バ第161号。以下「ガイドライン」という。）及び徳島県みどりの食料システム戦略基本計画（以下「県基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(実施計画及び特定実施計画（以下「実施計画等」という。）)

第2条 実施計画の認定を受けようとする農林漁業者（以下「申請者」という。）は、様式第1号により実施計画を作成するものとする。

2 特定実施計画の認定を受けようとする申請者は、様式第2号により特定実施計画を作成するものとする。

3 実施計画等の認定を併せて受けようとする申請者は、様式第3号により特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動の実施に関する計画を作成するものとする。

4 実施計画等に記載する環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

(1) 環境負荷低減事業活動

① 農林漁業者が行う事業活動であること。

② 環境負荷の低減を図るために行う県基本計画第3章のⅡの2に記載する事業活動であること。

(2) 特定環境負荷低減事業活動

① 特定区域内で、集団又は相当規模で行われる事業活動であること。

② 環境負荷の低減を図るために行う県基本計画第3章のⅡの3の別表に記載する事業活動であること。

(実施計画等の認定申請)

第3条 申請者は、実施計画等及びその他必要な書類を添付した認定申請書を原則として、居住する（法人の場合は主たる事務所が所在する）市町村を通じて、知事に提出するものとする。

(1) 実施計画認定申請書の様式 様式第4号

(2) 特定実施計画認定申請書の様式 様式第5号

(3) 実施計画等認定申請書の様式 様式第6号

2 前項により実施計画等の提出を受けた市町村長は、内容を確認し、徳島県農林水産部みどり戦略推進課に提出する（様式第7号、様式第8号又は様式第9号）ものとする。

(実施計画等の認定)

第4条 知事は、実施計画の認定申請があった時は、その内容の確認、審査を行い、実施計画に、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品流通法」という。）第2条第3項に規定する食品等の流通の合理化が含まれるときは、あらかじめ、中国四国農政局長に協議を行い（様式第10号）、同意を得る

ものとする。

- 2 知事は、実施計画の内容が本要領、法第19条第5項、基本方針、ガイドライン、実施計画の認定審査に関する基準（別紙）及び県基本計画に則して適正と認めた場合には、申請者に対して認定通知書（様式第11号）を交付するとともに、当該実施計画を認定したことを関係市町村長へ通知する（様式第12号）。
- 3 知事は、特定実施計画の認定申請があった時は、その内容の確認、審査を行い、特定実施計画に、次の内容が含まれている場合は、あらかじめ、中国四国農政局長に協議を行い、同意を得るものとする。
 - （1）食品流通法第2条第3項に規定する食品等の流通の合理化が含まれるとき（様式第13号）。
 - （2）特定環境負荷低減事業活動の実施に当たって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する財産の交付の目的以外の目的の使用等の内容が含まれるとき（様式第14号）。
 - （3）法第21条第4項第1号イ及びロに掲げる事項（4ヘクタールを超える農地を含む土地に係るものに限る。）が記載されているとき（様式第15号）。
- 4 知事は、特定実施計画に、法第21条第4項第1号イ及びロに掲げる事項が記載されている場合は、あらかじめ、農業委員会の意見を聴く（様式第16号）ものとし、農業委員会は意見を述べる（様式第17号）ものとする。

農業委員会は、特定実施計画（法第21条第4項第1号イ及びロに掲げる事項が30アールを超える農地が含まれる土地にかかるものであるときに限る）の認定に意見を述べようとするときは、一般社団法人徳島県農業会議の意見を聴かなければならない（様式第18号及び第19号）ものとする。
- 5 知事は、特定実施計画の認定を行う場合において、法第21条第17項に基づき、あらかじめ、当該特定実施計画の内容について、関係市町村長に意見を照会する（様式第20号）ものとし、関係市町村長は回答する（様式第21号）ものとする。
- 6 知事は、特定実施計画の内容が本要領、法第21条第5項、基本方針、ガイドライン及び県基本計画に則して適正と認めた場合には、申請者に対して認定通知書（様式第22号）を交付するとともに、当該特定実施計画を認定したことを関係市町村長へ通知する（様式第23号）。

なお、認定する特定実施計画に法第21条第6項第1号又は3号に掲げる事項が記載されている場合は、知事は、法第21条第19項に基づき、当該特定実施計画を認定したことを中国四国農政局長へ通知する（様式第24号）。
- 7 知事は、申請された実施計画等が認定要件に適合しないと判断した場合、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対して不認定通知書により通知する（様式第25号又は様式第26号）ものとするとともに、当該実施計画等を認定しないことを関係市町村長へ通知する（様式第27号又は様式第28号）。

（実施計画等の変更）

第5条 第4条第2項及び第6項に基づき認定を受けた者（以下、「認定者」という。）が、当該認定に係る実施計画等（以下、「認定計画」という。）を、法第20条第1項又は第22条第1項の規定に基づき、変更しようとするときは、変更認定申請書（様式第29号又は様式第30号）を実施計画等の認定申請書を提出した市町村を通じて、知事に提出するものとする。

変更認定申請書には、省令第9条又は第14条の規定により、変更後の実施計画等及び変更前の実施計画等の実施状況報告書（様式第31号又は様式第32号）、その他必要な書類を添付するものとする。

- 2 前項により変更認定申請書の提出を受けた市町村長は、内容を確認し、徳島県農林水産部みどり戦略推進課に提出する（様式第33号又は様式第34号）。
- 3 変更認定申請書の認定審査及び認定通知に当たっては、第4条の手続きを準用する。

- 4 認定者が、法第20条第2項又は第22条第2項の規定に基づき認定計画の軽微な変更をしようとするときは、実施計画等の認定申請書を提出した市町村を通じて、知事に届け出る（様式第35号又は様式第36号）ものとする。
- 5 前項により変更申請書の提出を受けた市町村長は、内容を確認し、徳島県農林水産部みどり戦略推進課に届出書を提出する（様式第37号又は様式第38号）ものとする。

（認定の取消し）

- 第6条 知事は、認定者が認定計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認められるときは、関係市町村と連携し、認定者に対し是正指導を行う。
- 2 知事は、前項の是正指導を行ったにもかかわらず、長期にわたり改善が見込めない場合は、法第20条第3項又は法第22条第3項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。
 - 3 前項により知事が認定を取り消す場合には、その理由を明らかにした上で、通知する（様式第39号又は様式第40号）ものとし、当該計画を取り消したことを関係市町村長へ通知する（様式第41号又は様式第42号）ものとする。
 - 4 実施計画等の認定を取り消された者が、農業改良資金等（法第23条から第27条までにおいて認定農林漁業者に対して貸付の特例を講ずることとしている資金をいう。）を、当該認定を取り消された実施計画等の達成に必要な資金として借り入れている場合は、当該認定を取り消された者は、融資機関に当該借入金に係る実施計画等の認定が取り消されたことを報告するものとする。

（実施状況の報告）

- 第7条 知事は、認定者に対し、認定計画の実施状況について必要に応じ、いつでも報告を求めることができる。
- 2 認定者は、認定計画の実施期間の中間年における実施状況について、市町村を通じて知事に報告する（様式第43号又は様式第44号）ものとする。
 - 3 前項により認定計画の実施状況の報告を受けた市町村長は、内容を確認し、徳島県農林水産部みどり戦略推進課に提出する（様式第45号又は様式第46号）ものとする。

（その他）

- 第8条 その他必要な事項については、県が定めるものとする。

附 則

この要領は令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月23日から施行する。

附 則

この要領は令和7年3月7日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。